

司法試験制度と法曹養成制度に関する合意

平成9年10月28日

法曹養成制度等改革協議会は、平成7年11月13日、意見書を取りまとめ、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会に対し、同意見書の趣旨を尊重して、真に国民的見地に立った司法試験制度及び法曹養成制度の抜本的改革を実現させるため、直ちに協議を行い、速やかに具体的方策を探ることを求めた。

法曹三者は、上記意見書の要請を踏まえ、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、国民の司法に対する期待がますます高まっており、これに対し、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるための方策を的確に講ずる必要があるとの認識において一致し、当面採るべき方策及び今後協議すべき事項等について下記のとおり合意した。

第1 司法試験合格者の年間1,000人程度への増加とこれに伴う制度改革について

1 司法試験合格者の年間1,000人程度への増加について

司法試験合格者を、平成10年度は800人程度に増加させ、平成11年度から年間1,000人程度に増加させる。

2 司法修習制度について

現行司法修習制度の目的とこの制度がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、法曹三者いずれの道に進む者についても法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行うとの原則を維持するとともに、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築するとの観点から、社会に対する広い視野を持ち、高い識見と柔軟な思考力を備えた、21世紀を担うにふさわしい法曹を養成するため、修習の内容及び方法について配慮と工夫を行う。上記の観点に立って、司法修習の基本的内容については、以下のとおりとする。

(1) 司法修習の期間及びその割り振り

修習期間を1年6か月とし、前期修習を3か月間、実務修習を12か月間、後期修習を3か月間行う。

(2) 司法研修所における前期修習及び後期修習の在り方

従前からの法律実務に関する指導を中心とする5科目の教育に加え、現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的な情報を提供するとともに、法曹としての識見、法曹倫理等の修得を図り得るよう、修習の内容を工夫する。

(3) 配属庁会における実務修習の在り方

民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の実務について、それぞれ修習を行う。また、実務修習の期間中に、法が対象としている社会の実相に触れさせる機会を付与する。

(4) 実施時期

(1)から(3)による新たな司法修習制度は、平成11年度に始まる司法修習から実施する。

3 司法試験制度について

(1) 論文式試験及び口述試験の見直し

司法試験第二次試験のうち論文式試験の科目については、憲法、民法、商法及び刑法の4科目に加え、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とともに、法律選択科目を廃止する。

同口述試験の科目については、論文式試験の科目のうち商法を除く5科目とする。

(2) 実施時期

(1)による新たな司法試験制度は、平成12年度の司法試験第二次試験から実施する。

(3) 論文式試験の合格者の決定方法等

法曹三者は、司法試験第二次試験のうちの論文式試験の合格者の決定方法について、日弁連が、平成8年度及び9年度の論文式試験の結果を見ると、短期間の受験での合格者が著しく増加するなど相当の改善効果が現れていることなどにかんがみ、遅くとも平成13年度の司法試験においては合格枠制を廃止すべきであると強く提言したことを受け、今後の司法試験の結果及び司法試験をめぐる動向等を踏まえつつ、同提言も含め、法曹の選抜及び養成の在り方について、広く、かつ、真摯に検討するため、速やかに協議を開始

する。

また、法曹三者は、平成8年度及び9年度の司法試験の結果等にかんがみ、平成11年度から合格者を年間1,000人程度に増加させることに伴い、現状と同程度の制限枠による合格者数を確保しながら、無制限枠による合格者については、合格者の增加分に相当する程度の数を増加させるべきであるとの点で意見が一致した。法曹三者は、上記の内容に沿って司法試験管理委員会規則が改正されるよう努めることとする。

第2 その後の司法試験合格者の年間1,500人程度への増加とこれを図る上の問題点について

法曹養成制度等改革協議会の多数意見は、中期的な目標として、司法試験合格者を年間1,500人程度に増加することが必要であると述べている。これについて、法曹三者は、前記第1の1及び2のとおり司法試験合格者を増加させるとともに司法修習制度を改革した上で、その後の修習の内容や方法の改善、司法修習生の受け入れ態勢、弁護士に対する需要を含む社会の法的ニーズの動向等について調査及び検討を加えていく必要があるとの点で認識が一致した。

そこで、上記の点について、法曹三者は、今次の三者協議会終了後、社会の法的ニーズに関連する諸制度の整備状況及び法曹三者の人員の充足状況等をも参照しつつ、調査及び検討を継続し、前記第1の2の新たな司法修習制度による3期目の司法修習終了後に、その結果を取りまとめた上で、三者協議会において協議することとする。

第3 法曹資格取得後の研修の充実について

1 法曹三者は、法曹としてそれぞれの資格取得から一定期間経過後に、合同で研修を受ける機会を設けることが有意義であるとの点で意見が一致した。そこで、これに関して、法曹三者は、実施及び運営上の問題点等について更に検討を進め、前記第1の2の新たな司法修習制度による3期目の司法修習終了後に、その結果を踏まえ、協議することとする。

2 また、法曹三者は、法曹資格取得後おおむね5年以内における各自の研修の実施に当たり、相互に緊密に協力するとの点でも意見が一致した。その具体的方法については、今後更に法曹三者それぞれの間において協議することとする。